

## (2) 指定防火対象物立入検査実施状況

(令和2年度)

区分		指定防火対象物数	防火管理者選任対象物		立入検査実施件数	
			甲種	乙種		
1項	イ	劇場、映画館、演芸場等	142	37	86	9
	ロ	公会堂又は集会場				
2項	イ	キャバレー、ナイトクラブ等	12	7	2	5
	ロ	遊技場又はダンスホール				
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	2			
	ニ	カラオケボックス、インターネットカフェ等				
3項	イ	待合、料理店	144	46	56	3
	ロ	飲食店				
4項		百貨店、物販店舗、展示場	212	98	25	19
5項	イ	旅館、ホテル、宿泊所	100	68	2	17
	ロ	寄宿舎、下宿、又は共同住宅	800	15		
6項	イ	(1) 特定病院(右記数値は改正前の6項イの件数)	13	11		1
		(2) 有床診療所(特定診療科目:4床以上)	4	1		
		(3) 有床診療所(上記以外)	2	1		
		(4) 無床診療所	59	13		
	ロ	(1) 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等	82	63		39
		(2) 救護施設				
		(3) 乳児院				
		(4) 障害児入所施設	2	1		
		(5) 障害者支援施設	27	10		
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター、老人福祉センター	29	13	3	
		(2) 厚生施設				
		(3) 助産施設、保育所、児童養護施設等	34	24	3	
		(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設等	3	1		
		(5) 身体障害者支援センター、障害者支援施設	54	8	2	
	ニ	幼稚園、特別支援学校	16	10		
7項		小・中学校、高等学校、大学、専修学校	97	34		
8項		図書館、博物館、美術館等	19	12	1	
9項	イ	蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの				
	ロ	上記以外の公衆浴場	13	5	3	
10項		車両の停車場、船舶・航空機の発着場等	2			
11項		神社、寺院、教会等	56	18	7	
12項	イ	工場、作業所	817	29		4
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ				
13項	イ	自動車車庫又は駐車場	50	1		
	ロ	飛行機又は回転翼の格納庫	4			
14項		倉庫	607	5	1	
15項		上記各項に該当しない事業所	724	67	12	
16項	イ	複合用途防火対象物(特定防火対象物が存するもの)	192	56	3	4
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物	77	10	1	
17項		重要文化財等の建造物	5			
計			4,400	664	209	101